

# 答申書

## 第1 審査会の結論

審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却すべきものである。

## 第2 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人

配当計算書謄本に係る処分（以下「本件処分」という。）は、審査請求人の実情を考慮することなく、通常例を見ない異例の速さで行われた不当な処分であるため、その取消しを求める。

### 2 処分庁

本件処分は、地方税法及び同法の規定によりその例によることとされる国税徴収法の滞納処分についての規定にのっとり適切に行われたものである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 本件審査請求の適法性について

① 配当処分に係る審査請求については、地方税法第19条の4第4号において、換価代金等の交付期日後は、することができないこととされている。

しかし、処分庁は、本件処分について、誤って長期の審査請求期間を教示していたことが確認された。

② よって、本件審査請求は、本来の審査請求期間の経過後になされたものであるが、行政不服審査法第18条第1項ただし書の規定により、本来の審査請求期間内に行われなかったことにつき正当な理由があるといえることから、適法になされたものである。

### 2 本件処分が通常例を見ない異例の速さで行われた不当な処分であるかについて

本件処分は、地方税法第373条第7項においてその例によることとされている国税徴収法に規定する滞納処分についての規定に従い適切に行われた処分であり、審査請求人の実情を考慮することなく、通常例を見ない異例の早さで

行われた不当な処分であるとはいえない。

3 上記以外の違法性又は不当性について

その他本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

第4 審査会における調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

平成28年10月25日 審査庁から諮問書及び諮問説明書を收受

同年11月4日 第1回調査審議

同月24日 第2回調査審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正について

本件審査請求について、審理員による適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 本件審査請求の適法性について

① 配当処分に係る審査請求については、審理員意見書に記載のとおり、地方税法第19条の4第4号において、換価代金等の交付期日後はすることができないこととされている。

② 本件処分に係る本来の審査請求期間は、換価代金の配当期日である平成28年4月22日までである。

③ しかし、処分庁は、本件処分に係る配当計算書謄本において、審査請求期間を3ヶ月以内と教示していたことを確認した。

④ また、本件審査請求は、本来の審査請求期間の経過後である平成28年6月14日に行われたものであるが、処分庁が誤って教示した審査請求期間内に行われたものであると確認した。

⑤ 処分庁が誤って法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がされたときは、行政不服審査法第18条第1項ただし書の規定による法定の期間経過後に審査請求がなされることにつき「正当な理由」があるものと解釈される。

⑥ よって、本件審査請求は、法定の期間経過後になされたものであるが、誤って教示された期間内に行われたものであるため、適法になされたものであると判断される。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分が審査請求人の実情を考慮することなく、通常例を見ない異例の速さで行われた不当な処分である旨を主張する。

しかし、本件処分は、審理員意見書記載のとおり、地方税法第373条第7項においてその例によることとされる国税徴収法の滞納処分の規定により定められた期限を遵守して適切に処理されており、違法又は不当な点は認められない。

よって、審査請求人の主張には理由がないから、審査会の結論のとおり、本件審査請求は、棄却されるべきものである。

### 第6 審査会からの附帯意見

処分庁は、配当処分を含め、不利益処分に係る通知については、今後、誤った教示をすることのないよう、十分に留意されたい。

大泉町行政不服審査会

会長 角田 雅博

都丸 隆

長谷川 純子